

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	つくば市老人福祉センターの使用料の免除			
処 分 権 者	市長			
根拠区分/根拠規定	つくば市老人福祉センター条例第9条〔法令番号：H1条例第28号〕			
所管部局課係名	福祉部 高齢福祉課 在宅福祉係			
審 査 基 準	関係条項	つくば市老人福祉センター条例第9条		
	基準	市が主催する行事に使用するとき。		
	参考事項			
	設定年月日	平成26年4月1日		
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 5日		
	内訳	経由機関での処理期間	協議機関での処理期間	処分機関での処理期間
		日	日	5日
設定年月日	平成26年4月1日			
備考				